板橋区スマートシティ推進協議会設置要綱

(平成28年10月13日区長決定) (平成29年 1月13日一部改正) (平成29年10月 4日一部改正) (平成30年 4月 1日一部改正) (令和 3年 4月 1日一部改正)

(設置)

第1条 環境、防災・減災、健康・福祉及び教育・保育などに配慮した、板橋区らしいスマートシティに関する取組みを具現化することを目的として、板橋区スマートシティ推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) スマートシティに係る情報の集約及び区民・事業者等への情報発信に関すること。
 - (2) スマートシティの具現化に向けたプロジェクトに関すること。
 - (3) その他スマートシティの実現を図るために必要なこと。

(構成)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員(以下「委員」という。)をもって構成する。
 - (1) 知識経験を有する者 3名以内
 - (2) 住民を代表する者 3名以内
 - (3) 地域団体等が推薦する者 5名以内
 - (4) 区職員 別表1のとおり
 - (5) その他区長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集し、開催する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、専門の事項を審議する専門部会を必要に応じて設置し、開催できる。

(幹事会)

- 第6条 協議会の下に幹事会を置く。
 - (1) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
 - (2) 幹事長は、資源環境部長の職にある者をもって充てる。
 - (3) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の会議事務を整理する。
- 3 幹事長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ、意見を聞くことができる。 (オブザーバー)
- 第7条 協議会は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。
- 2 オブザーバーは、協議会において意見を述べることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を行うため、板橋区資源環境部環境政策課内に協議会事務局を 置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

- この要綱は、平成 28 年 10 月 13 日から施行し、平成 28 年 10 月 6 日から適用する。 付則
- この要綱の一部改正は、平成29年1月23日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成29年10月4日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

区職員

政策経営部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
福祉部長
子ども家庭部長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長

別表 2(第6条関係)

幹事

策企画課長
ント上に下ること
設経営課長
災危機管理課長
域振興課長
業振興課長
寿社会推進課長
としより保健福祉センター所長
活支援課長
がい政策課長
ども政策課長
育サービス課長
境政策課長
源循環推進課長
市計画課長
宅政策課長
ちづくり調整課長
島平グランドデザイン担当課長
木計画・交通安全課長
有総務課長
参事(施設整備担当)